

公 示

中運局公示 第 49 号

平成 30 年 10 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

平成 30 年 10 月 24 日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試 験 地
総 合	名古屋市

<海技士(航海)・海技士(機関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
六級海技士 (航海)	1901	以下余白			
内燃機関 六級海技士 (機関)	3901	3902	3903	3904	3905
	3906	以下余白			

<海技士(通信)・海技士(電子通信)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (通信)	受験者無				
二級海技士 (通信)	受験者無				
三級海技士 (通信)	受験者無				
一級海技士 (電子通信)	受験者無				
二級海技士 (電子通信)	1101	以下余白			
三級海技士 (電子通信)	1201	1202	1203	以下余白	
四級海技士 (電子通信)	1301	以下余白			

注1. 免許申請は、合格日から1年以内(平成31年10月23日まで)です。

注2. 免許申請には規則による「免許講習修了証明書」が必要です。

- ① 免許講習については、既に修了した講習を再度受講する必要はありません。
- ② 通信・電子通信合格者については、現有海技免状〈海技士(航海)、海技士(通信)、海技士(電子通信)〉がある方は不要です。

ただし、〈海技士(機関)〉の免状保有者は免許日によって異なりますので、当局に確認してください。

注3. 「受験者無」は、受験者がいない場合を指します。「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

発表内容	試験地
筆記	名古屋市

<海技士(航海)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(航海)	1305	1306	1311	1313	1315
		以下余白				
四級海技士	(航海)	1510	以下余白			
五級海技士	(航海)	1703	1704	以下余白		
六級海技士	(航海)	該当者無				

<海技士(機関)>

種 別		合 格 者 受 験 番 号				
三級海技士	(機関)	1303	1305	1306	1316	以下余白
内燃機関 三級海技士	(機関)	受験者無				
四級海技士	(機関)	該当者無				
内燃機関 四級海技士	(機関)	3801	以下余白			
五級海技士	(機関)	受験者無				
内燃機関 五級海技士	(機関)	3702	3703	3704	3705	3706
		3707	3708	3801	以下余白	
内燃機関 六級海技士	(機関)	該当者無				

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目			種別及び 受験番号	合格科目		
三級海技士(航海)	航海	運用	法規	三級海技士(航海)	航海	運用	法規
1303	—	合格	—	1316	—	—	合格
1304	—	合格	—	1601	—	合格	—
1307	合格	—	合格	以下余白	/	/	/
四級海技士(航海)	航海	運用	法規	四級海技士(航海)	航海	運用	法規
1505	合格	合格	—	1513	合格	—	合格
1506	—	合格	合格	1514	合格	—	合格
1508	—	合格	—	以下余白	/	/	/
五級海技士(航海)	航海	運用	法規	/	航海	運用	法規
1701	—	合格	—	/	/	/	/
以下余白	/	/	/	/	/	/	/
六級海技士(航海)	航海	運用	法規	/	航海	運用	法規
1902	—	—	合格	/	/	/	/
以下余白	/	/	/	/	/	/	/

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

<海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1301	—	合格	—	—	1319	—	—	—	合格
1302	—	—	—	合格	1320	合格	—	—	合格
1317	合格	—	—	—	1402	—	合格	合格	合格
1318	合格	—	—	—					
内燃機関 三級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1503	—	合格	—	—	1509	合格	合格	—	—
1504	—	合格	—	—	1511	—	—	—	合格
1506	—	—	合格	合格	以下余白				
内燃機関 四級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
3502	—	—	合格	合格					
以下余白									
五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
受験者無									
内燃機関 五級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
3701	—	—	—	合格					
3709	—	—	—	合格					
以下余白									
内燃機関 六級海技士(機関)	機(一)	機(二)		執務		機(一)	機(二)		執務
該当者無									

◎科目合格の有効期間

3年(合格した試験開始日から受験する試験開始日まで)

注:「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

口 述 試 験 日 割 表

＜海技士(航 海)＞

月/日	午前 8 時 45 分 集合				午後 12 時 45 分 集合				午後 14 時 15 分 集合					
(曜日)	種 別		受験番号		種 別		受験番号		種 別		受験番号			
10/30 (火)	五級海技士(航海)		1707	1708	以下余白	五級海技士(航海)		1709	1710	1711				
10/31 (水)	四級海技士(航海)		1516	1517	1518	四級海技士(航海)		1519	1520	以下余白				
11/1 (木)	四級海技士(航海)		1515	1601	以下余白	三級海技士(航海)		1301	1309	1310				
11/2 (金)	三級海技士(航海)		1317	1318	以下余白									
11/5 (月)														
11/6 (火)									三級海技士(航海)		1313	以下余白		
11/7 (水)														
11/8 (木)														

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)

<海技士(機 関)>

月/日	午前 8 時 45 分 集合			午前 9 時 45 分 集合			午後 12 時 45 分 集合		
	種 別	受験番号		種 別	受験番号		種 別	受験番号	
10/30 (火)	内燃機関 五級海技士(機関)	3710	3711 以下余白				内燃機関 五級海技士(機関)	3712	3713 3715
10/31 (水)	内燃機関 五級海技士(機関)	3714	以下余白	内燃機関 四級海技士(機関)	3501	以下余白	内燃機関 四級海技士(機関)	3504	3505 以下余白
11/1 (木)	内燃機関 四級海技士(機関)	3506	3507 以下余白				内燃機関 四級海技士(機関)	3508	3509 以下余白
11/2 (金)	四級海技士(機関)	1501	以下余白				三級海技士(機関)	1309	1310 1311
11/5 (月)									
11/6 (火)	三級海技士(機関)	1312	1313 以下余白				三級海技士(機関)	1324	1401 以下余白
11/7 (水)									
11/8 (木)									

※ 口述試験受験者は指定された集合時間までに船員労働環境・海技資格課(9階)に来て下さい。

※ 受験票は必ず持参して下さい。(指定の海技試験六法等[「海技士試験案内」参照]を持参できます。)